

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和3年10月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2100241 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 2100013 号

第 1 結論

昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、夫が昭和 61 年 1 月 27 日に厚生年金のある会社に就職したので、市役所に手続に行った記憶があり、請求期間に係る国民年金の保険料も金融機関で納付したはずである。しかし、私の年金記録では、請求期間が未加入期間となっていたことから、平成 25 年に、保管してあった請求期間に係る保険料の領収書を持って年金事務所へ相談に行ったところ、保険料が還付されてしまった。請求期間が未加入期間となっていることに納得できないので、請求期間について、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 61 年 3 月 6 日に請求期間の保険料を納付したとして、「国民年金保険料納付通知書 (兼領収書) 昭和 60 年度第 4 期分」 (以下「領収書」という。) を提出し、年金記録の訂正請求を行っている。

また、請求者の現在の年金記録状況について、請求者が保管する年金手帳及びオンライン記録によると、請求期間に係る国民年金の被保険者資格については、昭和 60 年 5 月 5 日に強制加入被保険者として再取得後、昭和 61 年 1 月 27 日に喪失しているため、請求期間は、未加入期間とされている上、上述の領収書から確認できる納付済の保険料は、期間を「昭 61. 1 - 昭 61. 3」、金額を「20,220 円」として、平成 25 年 4 月 19 日に還付決議されており、請求者から提出された預金通帳の写しによると、平成 25 年 5 月 22 日に同金額が入金されていることが確認できる。

しかしながら、戸籍及び夫に係る厚生年金保険の被保険者原票によると、請求者は、昭和 59 年に婚姻していることが確認でき、夫が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 61 年 1 月 27 日においては、扶養家族とされていることから、

旧国民年金法（以下「旧国年法という。」）の規定により、請求者は、同日に国民年金の任意加入対象者に該当していたこととなる上、請求期間の領収書も所持していることから、納付意思はあったことが推察される。

また、日本年金機構から提出された、請求期間に係る平成25年3月11日付け相談事跡個別詳細票によると、その他の特記事項欄には、「国年領収書あり」「記録漏れあり」の記載は確認できるものの、任意加入対象者に係る説明については記載がない。

さらに、旧国年法附則第6条の2によると、国民年金の強制加入被保険者が任意加入対象者となった場合、任意加入対象者に該当するに至った日の属する月後における最初の4月末までに保険料を納付したときは、その該当するに至った日をもって、任意加入の申出があったものとみなす旨規定されているところ、上述のとおり、請求者は、任意加入対象者となる請求期間の保険料を、最初の4月末までに現年度保険料として納付していることが確認できる。

以上のことから、請求期間については、現在、未加入期間とされ、保険料についても還付処理が行われているものの、旧国年法による任意加入対象期間に該当し、かつ、保険料納付済期間とすることが妥当であると思慮される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100249 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2100014 号

第 1 結論

昭和 45 年*月から昭和 50 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 25 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 45 年*月から昭和 50 年 3 月まで

私は、昭和 45 年*月に 20 歳になったが、請求期間の大半は大学生であり、在学中から A 町（現在は、B 市）で両親が経営する旅館を手伝っていた。

国民年金の加入手続については、詳しいことは分らないが 20 歳頃に母親が行ってくれ、保険料についても、私が結婚して独立するまで、地区の方の集金により納付してくれていたと思う。

母親からは、20 歳頃に「年金をかけているから年を取ったらもらえる。」と言われたことも記憶しており、両親は旅館を経営していたことから、資力は十分にあったので、請求期間のみ保険料を未納にすることは考えられない。A 町内に 1 歳上で同じ名前の方がいたので、年金記録が混同している可能性も考えられるため、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、両親が旅館を経営していたことから、母親が請求期間の保険料を納付する資力は十分にあった旨陳述しており、保険料を納付したとする母親は、国民年金加入期間において、第 1 回特例納付、過年度納付及び現年度納付により保険料を全て納付していることが確認できることから、母親の国民年金制度への関心は高かったことがうかがわれる。

また、請求者の年金手帳及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 7 月 9 日に A 町（現在は、B 市）で払い出され、その際に、請求者が 20 歳に到達した昭和 45 年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この国民年金手帳記号番号が払い出された時期を基準とすると、母親は、請求期間のうち、昭和 48 年 4 月から昭和 50 年 3 月までの保険料を過年度保険料として納付することが可能であっ

た。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、請求期間当時の状況について確認することができず、請求者に係る加入手続及び請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求者は、請求期間の大半が大学生（昭和45年*月から昭和49年3月まで）であった旨陳述しているところ、学生は制度上、平成3年3月まで国民年金の任意加入対象者であったため、加入義務はなかった上、請求期間のうち、昭和45年*月から昭和48年3月までの保険料については、上述の払出時期において、既に2年の時効が成立しており、母親は、当該期間の保険料を納付することができなかつたものとみられる。

さらに、請求期間のうち、昭和48年4月から昭和50年3月までの保険料については、上述のとおり、過年度保険料として納付することが可能であったものの、A町が発行した昭和56年6月1日付けの請求者に係る「証明書」によると、資格取得年月日は昭和45年*月*日とされ、納付記録は昭和50年4月から昭和56年5月までの期間のみとされていることが確認できる上、証明書発行年月日と同日に転入したC町（現在は、B市）の請求者に係る国民年金被保険者名簿においても、昭和50年4月から昭和56年5月までの期間のみ旧住所で納付したとされていることが確認でき、いずれも当該期間が納付された形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、A町内に1歳上で同じ名前の方がいたので、年金記録が混同している可能性も考えられると疑念を抱いているところ、請求者の氏名（同名者を含む。）に関して誤りが生ずる可能性のある漢字、読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の昭和50年7月9日に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、同名者と年金記録が混同しているような形跡も見当たらない。

このほか、B市は、請求者に係る記録は確認できず、A町時代の年金書類の確認を行ったが、請求者に関する資料等は保管していないと回答している上、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。